

別表(評価料金表【新築】)平成30年2月1日改定版

別表1(一戸建ての住宅の評価料金)

1.一般料金

階数	延べ面積	設計住宅性能評価 (必須項目のみ)	建設住宅性能評価 (必須項目のみ)	選択項目追加※1	選択項目追加※2
2階建	----	21,600	75,600	1,080	3,780
3階建以上	----	48,600	108,000	1,080	3,780

(単位:円[税込])

※1…火災、空気環境、光・視環境、高齢者、防犯、音環境に関する項目

※2…温熱環境(一次エネルギー消費量等級)に関する項目

2.住宅型式性能認定等を受けた建築物

階数	延べ面積	設計住宅性能評価 (必須項目のみ)	建設住宅性能評価 (必須項目のみ)	選択項目追加※1	選択項目追加※2
2階建	----	16,200	75,600	1,080	3,780
3階建以上	----	43,200	108,000	1,080	3,780

(単位:円[税込])

3.建設評価時の変更により、再計算をおこなった場合

評価項目	延べ面積	変更審査料金
耐震等級・断熱等性能等級	----	5,400

(単位:円[税込])

別表-2-1-1 (共同住宅の評価料金【ファミリータイプ】)

	設計住宅性能評価 (必須項目のみ)	建設住宅性能評価 (必須項目のみ)	選択項目追加※1	選択項目追加※2
20戸以下の場合(一律)	118,800	205,200	10,800	21,600
21戸以上の場合	118,800 +(5,940×[住戸-20])	205,200 +(10,260×[住戸-20])	540 ×[住戸-20]	1,080 ×[住戸-20]
加算額(耐震等級2又は3の場合)	上記標準額の10%	上記標準額の10%	----	----

(単位:円[税込])

別表-2-1-2 (共同住宅の評価料金【ワンルームタイプ】)

	設計住宅性能評価 (必須項目のみ)	建設住宅性能評価 (必須項目のみ)	選択項目追加※1	選択項目追加※2
50戸以下の場合	5,940×住戸数	6,750×住戸数	270×住戸数	540×住戸数
51戸以上の場合	297,000 +(2,970×[住戸-50])	334,800 +(5,130×[住戸-50])	270 ×[住戸-50]	540 ×[住戸-50]
加算額(耐震等級2又は3の場合)	上記標準額の10%	上記標準額の10%	----	----

(単位:円[税込])

別表-2-1-3 (共同住宅の評価料金【木造タイプ】)

	設計住宅性能評価 【温熱環境(一次エネ),音環境を除く】	建設住宅性能評価 【温熱環境(一次エネ),音環境を除く】	温熱環境(一次エネ), 音環境 追加
6戸以下の場合(一律)	54,000	189,000	2,700
7戸以上の場合	54,000+(3,240×[住戸数-6])	189,000+(8,640×[住戸数-6])	540

(単位:円[税込])

※1…火災、空気環境、光・視環境、高齢者、防犯に関する項目

※2…音環境、温熱環境(一次エネルギー消費量等級)に関する項目

※ 建設地によっては、建設住宅性能評価料金に別表-7による旅費交通費が加算されますのでご注意ください。

別表(評価料金表【新築】)平成30年2月1日改定版

別表-3-1(室内空気中の化学物質の濃度測定)

建設住宅性能評価として測定バッジ(簡易測定)を用いて測定する場合

1. 一戸建て住宅

	ホルムアルデヒド	ホルムアルデヒド+VOC
一棟あたり(任意の居室1箇所)	27,000	43,200

(単位:円[税込])

※この料金表において、VOCとはトルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレンを示します。

2. 共同住宅

	ホルムアルデヒド	ホルムアルデヒド+VOC
一住戸あたり(任意の居室1箇所)	16,200	27,000

(単位:円[税込])

※この料金表において、VOCとはトルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレンを示します。

※共同住宅は評価方法基準により、すべての住戸が対象となります。

別表-3-2(室内空気中の化学物質の濃度測定)

測定バッジ(簡易測定)を用いて任意に測定する場合(ただし、評価方法基準に準拠)

1. 一戸建て住宅

	ホルムアルデヒド	ホルムアルデヒド+VOC
一棟あたり(任意の居室1箇所)	32,400	48,600

(単位:円[税込])

※この料金表において、VOCとはトルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレンを示します。

2. 共同住宅

	ホルムアルデヒド	ホルムアルデヒド+VOC
一住戸あたり(任意の居室1箇所)	32,400	48,600

(単位:円[税込])

※この料金表において、VOCとはトルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレンを示します。

アクティブ方式のうち厚生労働省提示の標準法(空気採取法)を用いて測定する場合

1. 一戸建て住宅

	ホルムアルデヒド	ホルムアルデヒド+VOC
一棟あたり(任意の居室1箇所)	68,040	105,840

(単位:円[税込])

※この料金表において、VOCとはトルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレンを示します。

2. 共同住宅

	ホルムアルデヒド	ホルムアルデヒド+VOC
一住戸あたり(任意の居室1箇所)	68,040	105,840

(単位:円[税込])

※この料金表において、VOCとはトルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレンを示します。

別表(評価料金表【新築】)平成 30 年 2 月 1 日改定版

別表-4 (再検査料金)

1. 一戸建て住宅

延べ面積	再検査料金
200 ㎡未満	8,640
200 ㎡以上	10,800

(単位:円[税込])

2. 共同住宅

	再検査料金
延べ面積 100 ㎡あたり	2,160

(単位:円[税込])

※ 共同住宅の場合、構造・階数に係らず 延べ面積/100 ㎡×再評価料金(2,000 円) で計算いたします。

別表-5-1 (変更設計住宅性能評価及び、変更建設住宅性能評価の料金)

1. 一戸建て住宅

① 当機関において、住宅性能評価をおこなっている場合(変更 1 回につき)

変更設計住宅性能評価	当該設計住宅性能評価料金×30%
変更建設住宅性能評価	当該建設住宅性能評価料金×50%

② 他機関において、住宅性能評価をおこなっている場合(変更 1 回につき)

変更設計住宅性能評価	当該設計住宅性能評価料金と同額
変更建設住宅性能評価	当該建設住宅性能評価料金と同額

2. 共同住宅

① 当機関において、住宅性能評価をおこなっている場合(変更 1 回につき)

変更設計住宅性能評価	当該設計住宅性能評価料金×20%
変更建設住宅性能評価	当該建設住宅性能評価料金×50%

③ 他機関において、住宅性能評価をおこなっている場合(変更 1 回につき)

変更設計住宅性能評価	当該設計住宅性能評価料金と同額
変更建設住宅性能評価	当該建設住宅性能評価料金と同額

※ 変更建設住宅性能評価においては、別表-7 の交通費を請求いたします。

別表-5-2 (変更設計住宅性能評価及び、変更建設住宅性能評価の料金)

一戸建て住宅・共同住宅(等級の変更を要さない軽微な変更のものに限る)

① 当機関において、住宅性能評価をおこなっている場合(変更 1 回につき)

変更設計住宅性能評価	1 住戸につき 432 円
変更建設住宅性能評価	1 住戸につき 432 円

(単位:円[税込])

※ 共同住宅の場合、この価格は建物全体の 20%以上、または 10 戸以上の場合に限る。20%未満、10 戸未満の場合には手数料は発生しないものとする。

別表(評価料金表【新築】)平成30年2月1日改定版

別表-6 (設計住宅性能評価書及び、建設住宅性能評価書の再交付料金)

1. 一戸建て住宅

設計住宅性能評価書	1住戸につき 540
建設住宅性能評価書	1住戸につき 540

(単位:円[税込])

2. 共同住宅

設計住宅性能評価書	1住戸につき 540
建設住宅性能評価書	1住戸につき 540

(単位:円[税込])

別表-7 (旅費交通費)(20戸以上の共同住宅は除く)

エリア区分	対象区域	旅費交通費
エリアⅠ	大阪府(府下全域) 京都府(京都市、宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市、城陽市、京田辺市、八幡市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、精華町) 兵庫県(神戸市、明石市、芦屋市、尼崎市、伊丹市、川西市、三田市、宝塚市、西宮市、猪名川町) 奈良県(奈良市、生駒市、大和郡山市、橿原市、大和高田市、香芝市、葛城市、天理市、平群町、斑鳩町、三郷町、王寺町、河合町、上牧町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、広陵町)	発生しない
エリアⅡ	京都府(南丹市、京丹波市、宇治田原町、和束町、笠置町、南山城村) 兵庫県(篠山市、三木市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町) 奈良県(桜井市、五條市、御所市、明日香村、高取町、大淀町、山添村) 滋賀県(大津市、草津市、栗東市) 和歌山県(和歌山市、有田市、海南市、紀の川市、橋本市、岩出町)	一律 5,400
エリアⅢ	京都府(綾部市、福知山市) 兵庫県(丹波市、西脇市、加西市、加東市、小野市、姫路市、淡路市、洲本市、南あわじ市) 奈良県(宇陀市、吉野町、下市町) 滋賀県(守山市、野洲市、湖南市、竜王町) 和歌山県(かつらぎ町、九度山町、高野町)	一律 16,200
エリアⅣ	上記以外の区域	一律 32,400

(単位:円[税込])

※確認検査と同時申請でエリア料金が発生する場合は、確認検査による手数料のみを加算する。

評価料金(新築)の取扱いについて

1. 評価料金は平成 18 年 3 月 1 日より課税扱いとなり、消費税を含んでいます。
2. 建設住宅性能評価料金には、財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センターへの負担金を含んでおります。瑕疵担保保険の利用の有無にかかわらず、負担金について、追加及び返金等はありません。
3. 評価料金を銀行振込とする場合は、別に振込手数料をご負担頂きます。
4. 別表-1 において「2.住宅型式性能認定等を受けた建築物」は、当機関の業務が概ね 20%以上軽減できると、当機関の長が判断したものに限ります。なお、取扱いについては、事前相談の段階でお答えいたします。
5. 「階数」は、建築基準法施行令第二条第 1 項第 7 号に規定する階数とします。
6. 「延べ面積」は、建築基準法施行令第二条第 1 項第 4 号に規定する延べ面積とします。
7. その他、予想しない特殊な建築材料又は構造方法を用いた建築物については、当機関の長の判断により、別にこれを定めます。
8. 建設地によっては、建設住宅性能評価料金に別表-7 による旅費交通費が加算されます。
9. 「室内空気中の化学物質の濃度測定」は、戸建住宅及び共同住宅の評価料金には含んでいません。なお、評価が必要な場合は、別途評価料金(別表-3-1 又は別表-3-2)が必要です。
10. 本料金規程でのファミリータイプとは、一住戸内に浴室、便所、台所を設け、一住戸の専用面積が 35 ㎡を超えるものをいう(但し[木造タイプ]を除く)。
11. 本料金規程でのワンルームタイプとは、一住戸内に浴室、便所、台所を設け、一住戸の専用面積が 35 ㎡以下のものをいう(但し[木造タイプ]を除く)。